

## 北海道科学大学障がい学生支援規程

### (目 的)

**第1条** この規程は、障害者基本法及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律その他の法令の定めに基づいた北海道科学大学障がい学生支援基本指針に基づき、北海道科学大学（以下「本学」という）における障がい学生支援の円滑な実施のために必要な事項を定める。

### (定 義)

**第2条** この規程において、使用される用語の定義は、次の各号に定めるもののほか、法及び対応指針の定めるところによる。

- 2 学生とは、在学する学部生・大学院生・専攻科生・研究生・科目等履修生及び本学への入学を希望する者をいう。
- 3 障がいとは、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、その他の心身の機能の障がいがあり、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態をいう。
- 4 社会的障壁とは、障がいのある学生にとって、日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような、社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものであって、本学における教育研究活動を営む上で障壁となるようなものをいう。
- 5 不当な差別的取扱いとは、障がいのある学生に対して、正当な理由なく、障がいを理由として、本学における教育研究活動について、機会の提供を拒否すること、提供に当たり場所・時間帯等を制限すること、障がいのない学生に対しては付さない条件を付すこと等により、障がいのある学生の権利利益を侵害することをいう。
- 6 合理的配慮とは、本学における教育研究活動において、障がいのある学生が、他の者との平等を基礎として、すべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過重な負担を課さないものをいう。

### (適用範囲)

**第3条** この規程は、本学教職員及び本学が受け入れた研究者（以下これらを「教職員等」という）に適用する。

### (責 務)

**第4条** 学長は、障がいのある学生に対し不当な差別的取扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう、全学的な障がい学生支援を推進する責務を有する。

- 2 学部長及び学科長は、所属する障がいのある学生に対し不当な差別的取扱いをすることにより学生の権利利益を侵害することのないよう、具体的支援を実施する責務を有する。

### (不当な差別的取扱いの禁止)

**第5条** 教職員等は、その業務を行うに当たり、不当な差別的取扱いをしてはならない。

(合理的配慮の提供)

**第6条** 教職員等は、その業務を行うに当たり、障がいのある学生から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合、その実施に伴う負担が過重でないときは、当該学生の権利利益を侵害することとならないよう、合理的配慮の提供を行うものとする。

2 前項の過重な負担については、単に一般的・抽象的な理由に基づいて判断するのではなく、個別の事案ごとに、次の各号の要素等を考慮し、具体的な状況等に応じて総合的・客観的に検討を行い判断するものとし、教職員等は、過重な負担に当たると判断した場合には、障がいのある学生にその理由を説明し、理解を得るよう努めなければならない。

- (1) 教育、研究、その他本学が行う活動への影響の程度
- (2) 実現可能性の程度
- (3) 費用・負担の程度
- (4) 本学の規模及び財政・財務状況

(社会的障壁の除去)

**第7条** 教職員等のうち、役職者・管理職等、他の教職員等を監督する地位にある者は、日常の指導等により、障がいのある学生に対する不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供について注意を促すとともに、障がいのある学生から社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合は、この規程に基づき、迅速かつ適切に対応するものとする。

(支援体制)

**第8条** 保健管理センターは、全学的な障がい学生支援に関する方策を協議し、支援の推進のために学内関係部署と連携するものとする。

(相談窓口)

**第9条** 障がいのある学生からの相談窓口（以下「相談窓口」という）は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学生課：在学する学部生・大学院生・専攻科生・研究生・科目等履修生
- (2) 入試課：入学を希望する者

2 相談窓口に寄せられた相談内容は、相談者のプライバシーに配慮しつつ、必要に応じて関係する教職員等の間で共有を図り、対応の検討及び以後の相談等に活用する。

3 相談窓口に寄せられた相談内容が、不当な差別的取扱いに該当する可能性がある場合は、相談者に了解を得たうえで、人権委員会へ報告し、調査依頼を行うことができる。

(支援の申し出)

**第10条** 障がいのある学生は、入学前、入学後のいずれに時期においても、修学に必要な支援の要請を申し出ることができる。

2 申し出のあった支援の内容決定と合意形成については、別に定める。

(支援内容の変更)

**第11条** 学生は、様態の変化等により支援内容を変更する必要がある場合や支援内容の決定過程に対して不服がある場合は、随時申し出ることができる。

(個人情報取扱い)

**第12条** 支援にあたって知り得た個人情報は、「北海道科学大学における個人情報の取扱いについて」に基づき取り扱う。

2 支援にあたって知り得た個人情報は、第三者に提供、漏洩するなど、支援業務の範囲を超えて使用しない。

3 支援において連携する学外機関などと個人情報を共有する必要がある場合は、事前に当該学生の承諾を得る。

(補 足)

**第13条** この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は、学長及び保健管理センターが定めることができる。

(規程の改廃)

**第14条** この規程の改廃は、保健管理センターの議を経て、学長が決定する。

#### 附 則

1 この規程は、2024年4月1日から施行する。

2 この規定の施行により、「北海道科学大学障がい学生支援に関する申し合わせ」は廃止する。

3 この規程の改正は、2025年4月1日から施行する。